

令和4年9月12日

洞爺湖町議会令和4年9月会議  
議案

附 議 議 案

議 案 番 号	件 名
同 意 第 5 号	洞爺湖町表彰条例に基づく同意について
報 告 第 2 号	健全化判断比率の報告について
報 告 第 3 号	資金不足比率の報告について
報 告 第 4 号	株式会社グリーンステイ洞爺湖の経営状況の報告について
議案第 2 6 号	洞爺湖町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
議案第 2 7 号	自治会長の手当額及びその支給方法に関する条例の廃止について
議案第 2 8 号	洞爺湖町過疎地域持続的発展市町村計画の一部変更について
議案第 2 9 号	工事請負契約の締結について（湯元橋修繕工事）
議案第 3 0 号	工事委託協定の変更について（洞爺湖町公共下水道虻田下水終末処理場他の建設工事）
議案第 3 1 号	令和 4 年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算（第 5 号）
議案第 3 2 号	令和 4 年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
議案第 3 3 号	令和 4 年度虻田郡洞爺湖町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
議案第 3 4 号	令和 4 年度虻田郡洞爺湖町簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
議案第 3 5 号	令和 4 年度虻田郡洞爺湖町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）
議案第 3 6 号	令和 4 年度虻田郡洞爺湖町水道事業会計補正予算（第 3 号）

議案番号	件名
認定第1号	令和3年度虻田郡洞爺湖町水道事業会計決算の認定について
認定第2号	令和3年度虻田郡洞爺湖町一般会計決算の認定について
認定第3号	令和3年度虻田郡洞爺湖町国民健康保険特別会計決算の認定について
認定第4号	令和3年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業特別会計決算の認定について
認定第5号	令和3年度虻田郡洞爺湖町介護保険特別会計決算の認定について
認定第6号	令和3年度虻田郡洞爺湖町簡易水道事業特別会計決算の認定について
認定第7号	令和3年度虻田郡洞爺湖町後期高齢者医療特別会計決算の認定について

同意第5号

洞爺湖町表彰条例に基づく同意について

洞爺湖町表彰条例（平成18年洞爺湖町条例第161号）第3条の規定により、下記の者を表彰することにつき、議会の同意を求める。

令和4年9月12日提出

洞爺湖町長 下道英明

記

表彰区分	住 所	氏 名	生 年 月 日
功 勞 表 彰	洞爺湖町本町163番地	加 藤 公 二	昭和16年 6月10日
功 勞 表 彰	登別市登別東町4丁目36番地2 バルビゾンA-103	石 川 須美子	昭和34年 5月 5日
功 勞 表 彰	洞爺湖町入江49番地15	真 屋 敏 春	昭和24年 4月16日
功 勞 表 彰	洞爺湖町清水168番地	小 林 忍	昭和27年 9月18日
功 勞 表 彰	洞爺湖町成香399番地	原 田 尚 一	昭和36年 5月 6日

報告第2号

健全化判断比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により、令和3年度決算に基づく財政の健全化判断比率を別冊のとおり監査委員の意見を付して報告する。

令和4年9月12日提出

洞爺湖町長 下 道 英 明

( 別 紙 )

健全化判断比率の状況(令和3年度)

(単位:%)

地方公共団体 コード	都道府県名	市区町村名	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
015849	北海道	洞爺湖町	—	—	10.6	30.9

(単位:%)

標準財政規模 (千円)	うち 臨時財政対策債 発行可能額	早期健全化基準	15.00	20.00	25.0	350.0
		財政再生基準	20.00	30.00	35.0	
4,611,120	172,430					

報告第3号

資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、令和3年度決算に基づく公営企業会計に係る資金不足比率を別冊のとおり監査委員の意見を付して報告する。

令和4年9月12日提出

洞爺湖町長 下 道 英 明

( 別 紙 )

資金不足比率の状況(令和3年度)

(単位:%)

地方公共団体 コード	都道府県名	市区町村名	水道事業会計	公共下水道事業特別会計	簡易水道事業特別会計
015849	北海道	洞爺湖町	—	—	—

(単位:%)

標準財政規模 (千円)	うち 臨時財政対策債 発行可能額	経営健全化基準	20.0	20.0	20.0
4,611,120	172,430				



報告第4号

株式会社グリーンステイ洞爺湖の経営状況の報告について

株式会社グリーンステイ洞爺湖の経営状況を地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定に基づき、別紙のとおり報告する。

令和4年9月12日提出

洞爺湖町長 下道英明

## 第 3 2 期 事 業 報 告 に つ い て

自 令和 3 年 4 月 1 日

至 令和 4 年 3 月 3 1 日

## 1 会社の概要

### (1) 主要事業内容

当社の定款に基づく事業内容は、以下のとおりであります。

- ① キャンプ場の運営
- ② 食料品、酒類、日用雑貨の販売
- ③ 飲食店及び喫茶店の経営
- ④ 各種催し物の企画、案内及び旅行斡旋業  
公共施設等の運営並びに整備に関する受託事業
- ⑤ その他

### (2) 主な事務所

本社	北海道虻田郡洞爺湖町洞爺湖温泉142番地
キャンプ場	北海道虻田郡洞爺湖町月浦56番地

### (3) 株式の状況

- |                |         |
|----------------|---------|
| ① 会社が発行する株式の総数 | 11,960株 |
| ② 発行済株式総数      | 2,990株  |
| ③ 株主数          | 15名     |

(4) 取締役及び監査役

代表取締役社長	真 屋 敏 春
取締役	大 西 填 夫
取締役	長谷川 義 郎
取締役	田 仁 孝 志
取締役（常務）	毛 利 敏 夫
監査役	金 子 建
監査役	傳 正 宏

(5) 従業員の状況

区 分	従業員数	平均年齢
男 子	2 名	7 0 歳
女 子	3 名	6 4 歳
計	5 名	

※上表のほか、臨時職員・男子3名＋女子2名在籍

## 2 事業の概要

### 当期事業の経過と成果

当期は、新型コロナウイルスの感染拡大により、国民にとって、また事業者にとっても2年連続でがまんの一年となりました。昨年も国による「緊急事態宣言」の発令により様々な社会活動や経済活動に対して自粛や制限などが求められました。道内の経済や観光はかつて経験したことのない厳しい状況下に置かれ、その影響が続いています。

当社は、4月24日からオープンいたしましたが、5月17日から6月20日、そして8月27日から9月30日までを一時休業し、121日間の短縮営業といたしました。

営業にあたっては、アルコール消毒、ソーシャルディスタンスの徹底、窓口での感染防止対策、利用制限を実施するなど「北海道スタイル」の徹底に努めてまいりました。また、利用料金についても昨年同様に平日割引を促進するとともに、コロナ禍における厳しい状況を踏まえ、事業継続への可能性を探りながら営業を行ってまいりました。

この結果、当期の年間利用者数は14,330人、前年度比104.7%（約640人増）なり、前年度を上回る利用者数となりました。

経営面では、令和3年度の売上総利益は21,418千円、販売及び一般管理費など経費は24,501千円（うち減価償却費3,271千円）となり、いわゆる本業部分では営業損失3,083千円となりました。

なお、当期は営業外収益として雑収入1,634千円を加算しており、本業と本業外を合わせた決算では、経常損失1,449千円といたしました。

最後に、既に始まった令和4年度（第33期）の営業につきましても、今の混乱が1日も早く収束できることを願いつつ、スタッフ一同お客様とスタッフの安心安全を最優先に努めてまいる所存ですが、株主様、役員各位におかれましても、引き続きご支援とご協力を賜りますよう心よりお願い申し上げます。

### 3 財務関係

期	第32期
項 目	自： 令和 3年 4月 1日 至： 令和 4年 3月31日
営業損失	3,083千円
経常損失	1,449千円
当期純損失	1,449千円
当期未処理損失	25,115千円
1株当り当期損失	8,340円
総 資 産	124,934千円
純 資 産	124,385千円
1株当り純資産	41,600円

# 決算報告書

( 第 32 期 )

自 令和 3 年 4 月 1 日  
至 令和 4 年 3 月 31 日

株式会社 グリーンステイ洞爺湖

虻田郡洞爺湖町洞爺湖温泉 1 4 2 番地

## 貸借対照表

令和 4 年 3 月 31 日現在

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
	円		円
【流動資産】	【 65,394,595】	【流動負債】	【 548,410】
現金及び預金	65,128,084	預り金	6,210
商品	266,511	未払消費税	542,200
【固定資産】	【 59,539,098】		
(有形固定資産)	( 25,967,518)		
建物	21,731,944	負債の部合計	548,410
建物付属設備	3,830,291		
構築物	174,148	純資産の部	
機械装置	186,034	【株主資本】	【 124,385,283】
車両運搬具	1	(資本金)	( 149,500,000)
一括償却資産	45,100	資本金	149,500,000
(無形固定資産)	( 33,518,500)	(利益剰余金)	( Δ25,114,717)
借地権	33,518,500	繰越利益剰余金	Δ25,114,717
(投資その他の資産)	( 53,080)		
出資金	50,000	純資産の部合計	124,385,283
預託金	3,080		
資産の部合計	124,933,693	負債及び純資産の部合計	124,933,693



## 損 益 計 算 書

科 目	金 額	円
【純 売 上 高】		
キャンプ利用料収入	15,316,510	
売 店 収 入	1,808,770	
レ ン タ ル 売 上	696,182	
委 託 運 営 収 入	4,404,800	
ゴ ミ 処 理 手 数 料	603,510	22,829,772
【売 上 原 価】		
期 首 棚 卸 高	148,489	
商 品 仕 入 高	1,530,288	
合 計	( 1,678,777)	
期 末 棚 卸 高	266,511	1,412,266
売 上 総 利 益		( 21,417,506)
【販売費及び一般管理費】		24,500,637
営 業 損 失		( 3,083,131)
【営 業 外 収 益】		
受 取 利 息	1,188	
雑 収 入	1,632,939	1,634,127
経 常 損 失		( 1,449,004)
税 引 前 当 期 純 損 失		( 1,449,004)
当 期 純 損 失		( 1,449,004)

## 販売費及び一般管理費

科 目	金 額	円
広 告 宣 伝 費	123,000	
給 与 手 当	7,699,673	
賞 与	290,000	
雑 給	2,809,338	
法 定 福 利 費	892,596	
厚 生 費	167,026	
減 価 償 却 費	3,270,862	
修 繕 費	244,970	
事 務 用 品 費	6,913	
水 道 光 熱 費	1,219,931	
租 税 公 課	2,300,897	
交 際 接 待 費	79,752	
保 険 料	239,230	
通 信 費	135,325	
諸 会 費	139,400	
車 輛 費	312,191	
地 代 家 賃	1,200,000	
会 議 費	26,623	
園 地 管 理 費	1,771,176	
雑 費	1,571,734	
販売費及び一般管理費		( 24,500,637)

株主資本等変動計算書

自 令和 3 年 4 月 1 日

至 令和 4 年 3 月 31 日

(単位 円)

株主資本			
資本金	当期首残高及び当期末残高		<u>149,500,000</u>
利益剰余金			
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金	当期首残高		Δ23,665,713
	当期変動額	当期純損益金	<u>Δ1,449,004</u>
	当期末残高		<u>Δ25,114,717</u>
利益剰余金	当期首残高		Δ23,665,713
	当期変動額		<u>Δ1,449,004</u>
	当期末残高		<u>Δ25,114,717</u>
株主資本	当期首残高		125,834,287
	当期変動額		<u>Δ1,449,004</u>
	当期末残高		<u>124,385,283</u>
純資産の部	当期首残高		125,834,287
	当期変動額		<u>Δ1,449,004</u>
	当期末残高		<u>124,385,283</u>

## 議案第26号

### 洞爺湖町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

洞爺湖町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年9月12日提出

洞爺湖町長 下道英明

### 洞爺湖町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

洞爺湖町職員の育児休業等に関する条例（平成18年洞爺湖町条例第26号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「次のいずれかに該当する非常勤職員」を「非常勤職員であって、次のいずれかに該当するもの」に改め、同号ア(ア)中「第2条の4」を「当該子の出生の日から第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあっては当該期間の末日から6月を経過する日、第2条の4」に、「、2歳」を「当該子が2歳」に改め、同号イを次のように改める。

イ 次のいずれかに該当する非常勤職員

(ア) その養育する子が1歳に達する日（以下「1歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員が第2条の3第2号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日。以下(ア)において同じ。）において育児休業をしている非常勤職員であって、同条第3号に掲げる場合に該当して当該子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

(イ) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている場合であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後引き続き特定職に引き続き採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第2条第3号ウを削る。

第2条の3第3号を次のように改める。

(3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であって第3条第7号に掲げる事情に該当するときはイ及びウに掲げる場合に該当する場合、町長が定める特別の事情がある場合にあつてはウに掲げる場合に該当する場合） 当該子の1歳6か月到達日

ア 当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））の翌日（当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあつては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

イ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日）において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日（当該配偶者が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日）において地方等育児休業をしている場合

ウ 当該子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合

エ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日）後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の4各号列記以外の部分中「養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日（当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次の各号のい

ずれにも該当するとき」を「養育する非常勤職員が、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であって次条第7号に掲げる事情に該当するときは第2号及び第3号に掲げる場合に該当する場合、町長が定める特別の事情がある場合にあっては同号に掲げる場合に該当する場合）」に改め、同条中第2号を第3号とし、同号の次に次の1号を加える。

(4) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の4中第1号を第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

(1) 当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日（当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

第2条の5を削る。

第3条中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、同条第8号中「その任期」を「任期を定めて採用された職員であって、当該任期」に、「育児休業に係る子について、当該任期が」を「任期を」に、「に特定職に引き続き」を「引き続き特定職に」に、「任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される」を「育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の」に改め、同号を同条第7号とし、同条の次に次の1条を加える。

（育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間）

第3条の2 育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。

第10条第6号中「育児休業等計画書」を「育児短時間勤務計画書」に改める。

#### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前に育児休業等計画書を提出した職員に対するこの条例による改正前の第3条（第5号に係る部分に限る。）及び第10条（第6号に係る部分に限る。）の規定の適用については、なお従前の例による。

## 議案第 27 号

### 自治会長の手当額及びその支給方法に関する条例の廃止について

自治会長の手当額及びその支給方法に関する条例を廃止する条例を次のように定める。

令和 4 年 9 月 12 日提出

洞爺湖町長 下 道 英 明

### 自治会長の手当額及びその支給方法に関する条例を廃止する条例

自治会長の手当額及びその支給方法に関する条例（平成 18 年洞爺湖町条例第 31 号）は、廃止する。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日に、廃止前の自治会長の手当額及びその支給方法に関する条例の規定により、令和 4 年度における自治会長の手当の支給要件を満たす者に対しては、同条例の規定にかかわらず手当を支給しない。

議案第28号

洞爺湖町過疎地域持続的発展市町村計画の一部変更について

洞爺湖町過疎地域持続的発展市町村計画の一部を次のとおり変更したいので、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第8条第10項により準用する同条第8項の規定に基づき、議会の議決を求める。

洞爺湖町過疎地域持続的発展市町村計画の一部を別紙のとおり変更する。

令和4年9月12日提出

洞爺湖町長 下 道 英 明



洞爺湖町過疎地域持続的発展市町村計画【変更】

別紙

区分	頁	行数	変更前				頁	行数	変更後				変更の理由
2-3 地域における 情報化  (3)計画	21	1	(3)計画 事業計画(令和3年度~令和7年度)				22	18	(3)計画 事業計画(令和3年度~令和7年度)				事業名の追加
			持続的発展施策区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体			備考	持続的発展施策区分	事業名(施設名)	事業内容	
			3 地域における 情報化	(1)略	略	略		3 地域における 情報化	(1)略 (2)過疎地域 持続的発展特別事業 ・デジタル技術の活用	略  ■自然環境価値創出事業 【事業内容】 洞爺湖町の土台である自然環境について、科学的裏付けのある情報を発信するため、オンライン上でもプラットフォームづくりを行う。	町	【効果】 ICT活用により、遠隔地でも自然環境の価値を共有できる関係人口の増加が図られる。	
				(3)略	略	略		(3)略	略	略	略		

区分	頁	行数	変更前	頁	行数	変更後	変更の理由
1 基本的な事項  (8) 公共施設等総合管理計画との整合	11	28	<p>(8) 公共施設等総合管理計画との整合 本計画に記載された公共施設等の整備については、平成28年3月に策定した「洞爺湖町公共施設等総合管理計画」の基本方針並びに個別施設計画の内容と適合する。</p> <p>洞爺湖町公共施設等総合管理計画より転記</p> <p><u>8 適正管理に関する（基本的な）考え方</u> <u>(3) 基本方針</u> <u>① 中長期的な視点でのマネジメント</u> <u>ア 建築物系施設</u> <u>(ア) 町が保有する建築物系施設は、4分の1以上が建築後30年を経過している状況となっており、施設の劣化状況・安全性、利用状況、維持管理経費の状況、類似施設の配置状況、財政状況、社会環境や町民ニーズの変化等を総合的に勘案し、計画的に施設の集約化や老朽施設の廃止を推進することで、施設の総量適正化を図ります。</u> <u>(イ) 新規の施設整備については、単独施設の新規整備は行わず、施設の複合化・集約化、廃止・統廃合を基本とします。</u> <u>(ウ) 建設から一定期間を経過した施設は適宜点検・診断を実施し、建設から30年を超えるものは、利用率、効果や老朽度合等を総合的に勘案し、地域住民の方々と十分協議して、長期の</u></p>	11	29	<p>(8) 公共施設等総合管理計画との整合 本計画に記載された公共施設等の整備については、令和4年3月に改訂した「洞爺湖町公共施設等総合管理計画」の基本方針並びに個別施設計画の内容と適合する。</p> <p>洞爺湖町公共施設等総合管理計画より転記</p> <p><u>III 本町施設更新の基本方針</u> <u>2. 公共施設等の管理に関する基本的な考え方</u> <u>①公共施設等（建築物）</u> <u>■供給に関する方針</u> <u>○機能の複合化等による効率的な施設配置</u> <u>・老朽化が著しいが、町民サービスを行ううえで廃止できない施設については、周辺施設の立地状況を踏まえながら、機能の複合化や更新等により、効率的な施設配置及び町民ニーズの変化への対応を図ります。</u> <u>○施設総量の適正化</u> <u>・町民ニーズや上位・関連計画、政策との整合性、費用対効果を踏まえながら、人口減少や厳しい財政状況を勘案し、必要なサービス水準を確保しつつ施設総量の適正化（縮減）を図ります。</u>  <u>■品質に関する方針</u> <u>○予防保全の推進</u> <u>・日常点検、定期点検を実施し、劣化状況の把握に努</u></p>	洞爺湖町公共施設等総合管理計画の改訂による本文の追加・修正

区分	頁	行数	変更前	頁	行数	変更後	変更の理由
			<p>活用が見込まれない場合は、廃止を基本とします。</p> <p>(エ) 廃止した施設で、売却・貸付などが見込めない場合は、老朽化による破損等によって周辺の環境・治安に悪影響を与えないよう、取り壊しを基本とします。また、施設の取り壊しに際しては優先順位を付けて順次実施し、事業費等の削減、平準化を図るようにします。</p> <p>(オ) 今後の財政推計を踏まえたうえで、重大な損傷や致命的な損傷となる前に予防的修繕を実施することにより、健全な状態を維持しながら長寿命化を図ることでライフサイクルコストを縮減します。</p> <p>イ 建築物系施設種別ごとの方針</p> <p>ウ インフラ系施設</p> <p>(ア) 構造物の状態を客観的に把握・評価し、中長期的なコスト縮減を目指したアセットマネジメントによる取り組みを推進します。</p> <p>(イ) 人口減少や人口構造の変化を見据え、保有するインフラ系施設の利用状況に応じて、施設の廃止・縮小を進めます。</p> <p>(ウ) 今後の財政推計を踏まえたうえで、重大な損傷や致命的な損傷となる前に予防的修繕を実施することにより、健全な状態を維持しながら長寿命化を図ることでライフサイクルコストを縮減します。</p> <p>(エ) 役割や機能、特性に合わせ補修、更新の実施</p>			<p>めるとともに、点検結果を踏まえた修繕や改修の実施により予防保全に努めます。</p> <p>○計画的な長寿命化の推進</p> <p>・建築後長期間経過した施設については、大規模改修の検討と併せ「洞爺湖町建築物耐震改修促進計画」に基づく耐震化を推進するとともに、長期的な修繕計画の策定や点検等の強化などにより、計画的な維持管理を推進し、必要に応じて施設の長寿命化を図ります。</p> <p>■財務に関する方針</p> <p>○長期的費用の縮減と平準化</p> <p>・改修・更新等の費用の縮減と更新時期の集中化を避けることにより、歳出予算の縮減と平準化を図ります。</p> <p>○維持管理費用の適正化</p> <p>・現状の維持管理にかかる費用や業務内容を分析し、維持管理費用や施設使用料等の適正化を図ります。</p> <p>○民間活力の導入検討</p> <p>・可能な範囲で、民間事業者等の優れた技術、知識、経験、資金等、民間活力を効果的に活用し、町民のニーズに応じた適切なサービスを迅速に実施し、公共サービスの質向上を図ります。なお、民間活力の導入には、指定管理者制度、外部委託等の手法が含まれます。</p> <p>・民間活力の導入により、業務執行体制の簡素・効率化を図るとともに、ライフサイクルコスト最適化の</p>	

区分	頁	行数	変更前	頁	行数	変更後	変更の理由
			<p>時期や最適な対策方法を決定するとともに、優先順位を考慮しながら適正な維持管理を図ります。</p> <p>(オ) 既に策定されている各計画を基本としながら、当計画との整合性を図り、必要に応じて適宜見直ししていきます。</p> <p>② 必要な公共サービスの再構築</p> <p>ア 民間施設の活用など公共施設にこだわらない公共サービスの提供を図ります。</p> <p>イ 施設が果たしている役割や機能を再確認し、更新等の機会を捉えて社会情勢の変化に応じた機能転換等戦略的な取り組みを進めます。</p> <p>ウ 公共施設の2割を占める学校施設については、地域の実情や災害時の防災拠点としての機能も損なわないよう、工夫や配慮を行いながら再編及び利活用・複合化の検討を進めます。</p> <p>エ 遊休・余剰資産の売却等により、管理コストの縮減と新たな投資財源のねん出に努めます。</p> <p>③ 協働の推進</p> <p>ア 様々なノウハウを持つ民間事業者の活力を活用し、施設整備、更新、維持管理、運営をより効果的かつ効率的に行います。</p> <p>イ 公共施設にかかる問題意識の共有化を図り、町民とともに課題解決に取り組みます。</p> <p>④ 地域ごとの公共施設のあり方</p> <p>ア 合併前の区域にこだわらず、相互に関連する公共施設等の立地環境も考慮した適切な配置を</p>			<p>観点も踏まえ、経費の削減を図ります。</p> <p>※建築物の設計費や建設費などの初期投資の経費と維持管理費などのランニングコスト及び解体処分費用など、建築物の生涯に必要な経費の合計をライフサイクルコスト（LCC）といいます。</p> <p>②インフラ系施設</p> <p>■品質に関する方針</p> <p>○長寿命化の推進</p> <p>・道路、橋梁、公園、上下水道といった施設種別ごとの特性を考慮し、中長期的な経営視点に基づく計画的な維持管理を行います。</p> <p>■財務に関する方針</p> <p>○維持管理費用の適正化</p> <p>・計画的な点検や維持補修により、維持管理費用の適正化及び平準化を図ります。</p> <p>○民間活力の導入検討</p> <p>・可能な範囲で、指定管理者制度、外部委託等の手法を活用し、施設の整備や管理・運営における官民の連携を図り、財政負担の軽減と行政サービスの維持・向上を図ります。</p> <p>■供給に関する方針</p> <p>○社会構造変化に対応した適正な供給</p> <p>・社会構造の変化を踏まえ、適正な供給を図ります。</p> <p>IV 施設類型ごとの管理に関する基本方針</p>	

区分	頁	行数	変更前	頁	行数	変更後	変更の理由															
			<p>行い、新たなコミュニティの拠点化に向けた協議・検討を進めます。</p> <p>イ 近隣市町との相互利用や共同運用、サービス連携、役割分担等により効率化を図ります。</p> <p>⑤ 個別施設計画の策定推進</p> <p>個別施設計画が策定済みである次の計画については、社会情勢の変化を踏まえて、本計画との整合性を図り適切に見直しを進めることとします。</p> <table border="1" data-bbox="488 726 1093 1093"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>計画名</th> <th>策定年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>町営住宅</td> <td>洞爺湖町営住宅長寿命化計画</td> <td>平成24年度</td> </tr> <tr> <td>橋りょう</td> <td>洞爺湖町橋梁長寿命化計画</td> <td>平成25年度</td> </tr> <tr> <td>下水道</td> <td>洞爺湖町下水道長寿命化計画</td> <td>平成23年度</td> </tr> <tr> <td>公園</td> <td>洞爺湖町公園施設長寿命化計画</td> <td>平成25年度</td> </tr> </tbody> </table>	施設名	計画名	策定年度	町営住宅	洞爺湖町営住宅長寿命化計画	平成24年度	橋りょう	洞爺湖町橋梁長寿命化計画	平成25年度	下水道	洞爺湖町下水道長寿命化計画	平成23年度	公園	洞爺湖町公園施設長寿命化計画	平成25年度			<p>1. 公共施設（建築物）の管理に関する基本方針</p> <p>○建築物系施設</p> <p>(ア) 町が保有する建築物系施設は、4分の1以上が建築後30年を経過している状況となっており、施設の劣化状況・安全性、利用状況、維持管理経費の状況、類似施設の配置状況、財政状況、社会環境や町民ニーズの変化等を総合的に勘案し、計画的に施設の集約化や老朽施設の廃止を推進することで、施設の総量適正化を図ります。</p> <p>(イ) 新規の施設整備については、単独施設の新規整備は行わず、施設の複合化・集約化、廃止・統廃合を基本とします。</p> <p>(ウ) 建設から一定期間を経過した施設は適宜点検・診断を実施し、建設から30年を超えるものは、利用率、効果や老朽度合等を総合的に勘案し、地域住民の方々と十分協議して、長期の活用が見込まれない場合は、廃止を基本とします。</p> <p>(エ) 廃止した施設で、売却・貸付などが見込めない場合は、老朽化による破損等によって周辺環境・治安に悪影響を与えないよう、取り壊しを基本とします。また、施設の取り壊しに際しては優先順位を付けて順次実施し、事業費等の削減、平準化を図るようにします。</p> <p>(オ) 今後の財政推計を踏まえたうえで、重大な損傷や致命的な損傷となる前に予防的修繕を実施することにより、健全な状態を維持しながら長寿命化を図ることでライフサイクルコストを縮減</p>	
施設名	計画名	策定年度																				
町営住宅	洞爺湖町営住宅長寿命化計画	平成24年度																				
橋りょう	洞爺湖町橋梁長寿命化計画	平成25年度																				
下水道	洞爺湖町下水道長寿命化計画	平成23年度																				
公園	洞爺湖町公園施設長寿命化計画	平成25年度																				

区 分	頁	行数	変更前	頁	行数	変更後	変更の理由
						<p>します。</p> <p>○建築物系施設種別ごとの方針  ※施設の廃止・撤去等は住民合意の上で進めます。</p> <p>2. インフラ系施設の管理に関する基本方針</p> <p>(ア) 構造物の状態を客観的に把握・評価し、中長期的にコスト縮減を目指したアセットマネジメントによる取り組みを推進します。</p> <p>(イ) 人口減少や人口構造の変化を見据え、保有するインフラ系施設の利用状況に応じて、施設の廃止・縮小を進めます。</p> <p>(ウ) 今後の財政推計を踏まえたうえで、重大な損傷や致命的な損傷となる前に予防的修繕を実施することにより、健全な状態を維持しながら長寿命化を図ることでライフサイクルコストを縮減します。</p> <p>(エ) 役割や機能、特性に合わせ補修、更新の実施時期や最適な対策方法を決定するとともに、優先順位を考慮しながら適正な維持管理を図ります。</p> <p>(オ) 既に策定されている各計画を基本としながら、当計画との整合性を図り、必要に応じて適宜見直していきます。</p> <p>V 公共施設マネジメントの実行体制</p> <p>1. 推進体制</p> <p>公共施設マネジメントの推進にあたっては、全ての公共建築物を一元的に情報管理し、組織横断的な調整にあたる組織及び意思決定機関として、「公共施設等</p>	

区 分	頁	行数	変更前	頁	行数	変更後	変更の理由
						<p><u>マネジメント庁内推進委員会（仮称）」を立ち上げる予定となっています。</u></p> <p><u>また、インフラ資産等については、専門的な技術やノウハウの蓄積がある、それぞれの所管課において公共施設マネジメントを推進していきます。</u></p> <p><u>今後、総合管理計画の方針や本計画における各施設の方向性に基づき、個別施設ごとに具体的な取り組みを行います。事務的な整理や整備手法などの検討、具体的な対策の実施にあたっては、対象施設に関連する市民・施設利用者・関係団体等との協議を行い、十分な調整と合意形成を図りながら進めます。</u></p> <p><u>また、長寿命化や複合施設化、予防・維持保全の推進を行う施設については、それぞれ修繕（改修）計画を策定し、実際の事業実施に際しては、財政状況との整合性を図り財政負担の平準化を図ります。</u></p> <p><b>2. 情報等の共有</b></p> <p><u>「新しい公会計」の視点を導入し、固定資産台帳等の整備を進めていく中で、保有する公共施設等の情報一元管理体制を整え、システム等の活用により庁舎内の情報共有を図ります。</u></p> <p><u>また、これらの一元化された情報を基に、財政係との連携調整を図り、事業の優先順位を判断しながら、持続可能な施設整備・運営管理を行います。</u></p> <p><b>3. 町民等との協働</b></p> <p><u>公共施設のあり方を検討する際には、町ホームページ、パブリックコメント等を活用した情報発信など、町民からの意見・要望を採り入れながら、公共施設マ</u></p>	

区 分	頁	行数	変更前	頁	行数	変更後	変更の理由
						<p>ネジメントを推進します。</p> <p><u>4. PDCAサイクルの確立</u></p> <p><u>本計画は公共施設マネジメントにPDCAサイクルを採り入れ、常時、Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Action（改善）を意識することにより、計画自体を継続的に改善していきます。</u></p> <p><u>施設所管課は、本計画に基づいて施設ごとに再編計画や保全計画を作成し、PDCAを繰り返し、施設ごとに効果の検証と課題等を庁内推進委員会に報告します。委員会では本計画の進行状況をまとめ、内容の検討を繰り返すことにより、適正な計画へと見直しを行います。</u></p>	



区分	頁	行数	変更前	頁	行数	変更後	変更の理由						
2-2 産業の振興  (5) 公共施設等総合管理計画との整合	19	26	<p>(5) 公共施設等総合管理計画との整合 本計画に記載された公共施設等の整備については、平成28年3月に策定した「洞爺湖町公共施設等総合管理計画」の基本方針並びに個別施設計画の内容と適合する。</p> <p>洞爺湖町公共施設等総合管理計画より転記 建築物系施設種別ごとの方針 ※施設の廃止・撤去等は住民合意の上で進める。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設種別</th> <th>方針</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>レクリエーション・観光施設</td> <td>施設の予防保全や修繕等の維持管理を行い、施設の延命化を図るとともに、公共性が低いと判断されるものは譲渡又は貸付を検討し、耐用年数が経過している施設については解体撤去等を含め検討する。</td> </tr> <tr> <td>産業系施設</td> <td>施設の予防保全や修繕等の維持管理を行い、施設の延命化を図るとともに、公共性が低いと判断されるものは譲渡又は貸付の検討する。</td> </tr> </tbody> </table>	施設種別	方針	レクリエーション・観光施設	施設の予防保全や修繕等の維持管理を行い、施設の延命化を図るとともに、公共性が低いと判断されるものは譲渡又は貸付を検討し、耐用年数が経過している施設については解体撤去等を含め検討する。	産業系施設	施設の予防保全や修繕等の維持管理を行い、施設の延命化を図るとともに、公共性が低いと判断されるものは譲渡又は貸付の検討する。	20	37	<p>(5) 公共施設等総合管理計画との整合 本計画に記載された公共施設等の整備については、令和4年3月に改訂した「洞爺湖町公共施設等総合管理計画」の基本方針並びに個別施設計画の内容と適合する。</p> <p>洞爺湖町公共施設等総合管理計画より転記 建築物系施設種別ごとの方針 ※施設の廃止・撤去等は住民合意の上で進める。</p> <p>(8) スポーツ施設 予防保全的な修繕を施し長寿命化を図りますが、有効な活用方法を検討し、有力なものについては、実施します。 プールについては、経年劣化が顕著となった際には廃止する予定です。 あぶた体育館については、将来的に類似施設との統合等を検討します。 (11) その他（観光施設を含む） 施設の予防保全や修繕等の維持管理を行い、施設の延命化を図るとともに、将来的に教職員住宅・町有住宅として利用の見込みのない施設について、転用、譲渡、貸付や解体撤去等を検討します。</p>	洞爺湖町公共施設等総合管理計画の改訂による本文の追加・修正
施設種別	方針												
レクリエーション・観光施設	施設の予防保全や修繕等の維持管理を行い、施設の延命化を図るとともに、公共性が低いと判断されるものは譲渡又は貸付を検討し、耐用年数が経過している施設については解体撤去等を含め検討する。												
産業系施設	施設の予防保全や修繕等の維持管理を行い、施設の延命化を図るとともに、公共性が低いと判断されるものは譲渡又は貸付の検討する。												

区分	頁	行数	変更前	頁	行数	変更後	変更の理由						
2-4 交通施設の整備、交通手段の確保  (4) 公共施設等総合管理計画との整合	23	20	<p>(4) 公共施設等総合管理計画との整合 本計画に記載された公共施設等の整備については、平成28年3月に策定した「洞爺湖町公共施設等総合管理計画」の基本方針並びに個別施設計画の内容と適合する。</p> <p>洞爺湖町公共施設等総合管理計画より転記 インフラ施設種別ごとの方針 ※施設の廃止・撤去等は住民合意の上で進める。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設種別</th> <th>方針</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>道路</td> <td>予防保全的観点からの適切な補修、補強を行い長寿命化を図ることで、効率的、合理的な維持管理を図る。</td> </tr> <tr> <td>橋りょう</td> <td>「洞爺湖町橋梁長寿命化修繕計画」に基づき橋りょうの長寿命化及び修繕・架換えに係わるコスト縮減を図るなど、計画的な維持管理を行う。</td> </tr> </tbody> </table>	施設種別	方針	道路	予防保全的観点からの適切な補修、補強を行い長寿命化を図ることで、効率的、合理的な維持管理を図る。	橋りょう	「洞爺湖町橋梁長寿命化修繕計画」に基づき橋りょうの長寿命化及び修繕・架換えに係わるコスト縮減を図るなど、計画的な維持管理を行う。	24	40	<p>(4) 公共施設等総合管理計画との整合 本計画に記載された公共施設等の整備については、令和4年3月に改訂した「洞爺湖町公共施設等総合管理計画」の基本方針並びに個別施設計画の内容と適合する。</p> <p>洞爺湖町公共施設等総合管理計画より転記 インフラ施設種別ごとの方針 ※施設の廃止・撤去等は住民合意の上で進める。</p> <p><u>2. インフラ系施設の管理に関する基本方針</u> <u>橋梁については、個別に定める長寿命化計画等に従って維持管理、修繕、更新等を進めていきます。</u> <u>その他のインフラ系施設については、洞爺湖町まちづくり総合計画との整合性を図り、本計画に準じて継続的に見直しを行い、維持管理、修繕、更新等を実施します。</u> <u>(ア) 構造物の状態を客観的に把握・評価し、中長期的にコスト縮減を目指したアセットマネジメントによる取り組みを推進します。</u> <u>(イ) 人口減少や人口構造の変化を見据え、保有するインフラ系施設の利用状況に応じて、施設の廃止・縮小を進めます。</u> <u>(ウ) 今後の財政推計を踏まえたうえで、重大な損傷や致命的な損傷となる前に予防的修繕を実施することにより、健全な状態を維持しながら長寿命化を図ることでライフサイクルコストを縮減します。</u> <u>(エ) 役割や機能、特性に合わせ補修、更新の実施時</u></p>	洞爺湖町公共施設等総合管理計画の改訂による本文の追加・修正
施設種別	方針												
道路	予防保全的観点からの適切な補修、補強を行い長寿命化を図ることで、効率的、合理的な維持管理を図る。												
橋りょう	「洞爺湖町橋梁長寿命化修繕計画」に基づき橋りょうの長寿命化及び修繕・架換えに係わるコスト縮減を図るなど、計画的な維持管理を行う。												

区 分	頁	行数	変更前	頁	行数	変更後	変更の理由
						<p><u>期や最適な対策方法を決定するとともに、優先順位を考慮しながら適正な維持管理を図ります。</u></p> <p><u>(オ) 既に策定されている各計画を基本としながら、当計画との整合性を図り、必要に応じて適宜見直していきます。</u></p> <p><u>(1) 道路</u></p> <p><u>予防保全的観点からの適切な補修・補強を行い、長寿命化を図ることで効率的、合理的な維持管理を図ります。</u></p> <p><u>(2) 橋梁</u></p> <p><u>洞爺湖町橋梁長寿命化修繕計画に基づき橋梁の長寿命化及び修繕・架換えに係わるコスト縮減を図るなど、計画的な維持管理を行います。</u></p>	

区分	頁	行数	変更前	頁	行数	変更後	変更の理由				
2-5 生活環境 の整備  (4) 公共 施設等総 合管理計 画との整 合	27	22	<p>(4) 公共施設等総合管理計画との整合 本計画に記載された公共施設等の整備については、平成28年3月に策定した「洞爺湖町公共施設等総合管理計画」の基本方針並びに個別施設計画の内容と適合する。</p> <p>洞爺湖町公共施設等総合管理計画より転記 建築物系施設種別ごとの方針 ※施設の廃止・撤去等は住民合意の上で進める。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設種別</th> <th>方針</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公営住宅・ 単独住宅 等</td> <td>「洞爺湖町町営住宅等長寿命化計画」に基づき建物の予防保全的な維持管理、長寿命化のための改善等を推進し、適切な管理を行う。</td> </tr> </tbody> </table>	施設種別	方針	公営住宅・ 単独住宅 等	「洞爺湖町町営住宅等長寿命化計画」に基づき建物の予防保全的な維持管理、長寿命化のための改善等を推進し、適切な管理を行う。	29	19	<p>(4) 公共施設等総合管理計画との整合 本計画に記載された公共施設等の整備については、令和4年3月に改訂した「洞爺湖町公共施設等総合管理計画」の基本方針並びに個別施設計画の内容と適合する。</p> <p>洞爺湖町公共施設等総合管理計画より転記 建築物系施設種別ごとの方針 ※施設の廃止・撤去等は住民合意の上で進める。</p> <p><u>(4) 公営住宅</u> <u>洞爺湖町町営住宅等長寿命化計画に基づき建物の予防保全的な維持管理、長寿命化のための改善等を推進し、適切な管理を行います。</u> <u>洞爺湖町では少子化・高齢化が進行するなか、特に、町営住宅等において入居者の高齢化が進んでいることから、高齢社会に対応した町営住宅等の整備が必要となっています。</u> <u>また、建物の老朽化が進んだ町営住宅等の解消や良質な住宅ストックを維持していくため、計画的な住宅・住環境の整備や適正な維持管理が求められています。</u> <u>そのため、住宅に困窮する低所得者に対する住宅供給により、住宅セーフティネットとして町民の暮らしの安定を確保することを最大の目的としながら、社会情勢等をふまえた適正な戸数の町営住宅等の供給、計画的な既存住宅ストックの更新や適切な維持・管理、高齢者等の暮らしに配慮した居住環境整備など、良質</u></p>	洞爺湖町公共施設等総合管理計画の改訂による本文の追加・修正
施設種別	方針										
公営住宅・ 単独住宅 等	「洞爺湖町町営住宅等長寿命化計画」に基づき建物の予防保全的な維持管理、長寿命化のための改善等を推進し、適切な管理を行う。										

区 分	頁	行数	変更前	頁	行数	変更後	変更の理由						
			<p>インフラ施設種別ごとの方針</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設種別</th> <th>方針</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上下水道</td> <td> <p>上水道については公営企業として、将来にわたり持続可能な事業経営を維持するための資産管理に取り組み、中長期的な視点に立った計画的、効率的な施設の整備、更新を進めて行く。</p> <p>下水道については、資産管理に取り組み効率的、計画的に予防保全を行い、長寿命化を図り、将来への財政負担の縮減及び平準化を図る。</p> </td> </tr> <tr> <td>公園</td> <td> <p>公園利用者の安全性確保及びライフサイクルコスト縮減を図るなどして、適切に維持管理を行い、施設の延命化を図る。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	施設種別	方針	上下水道	<p>上水道については公営企業として、将来にわたり持続可能な事業経営を維持するための資産管理に取り組み、中長期的な視点に立った計画的、効率的な施設の整備、更新を進めて行く。</p> <p>下水道については、資産管理に取り組み効率的、計画的に予防保全を行い、長寿命化を図り、将来への財政負担の縮減及び平準化を図る。</p>	公園	<p>公園利用者の安全性確保及びライフサイクルコスト縮減を図るなどして、適切に維持管理を行い、施設の延命化を図る。</p>			<p>な住宅ストックの形成を目指します。</p> <p>2. インフラ系施設の管理に関する基本方針</p> <p>橋梁については、個別に定める長寿命化計画等に従って維持管理、修繕、更新等を進めていきます。</p> <p>その他のインフラ系施設については、洞爺湖町まちづくり総合計画との整合性を図り、本計画に準じて継続的に見直しを行い、維持管理、修繕、更新等を実施します。</p> <p>(ア) 構造物の状態を客観的に把握・評価し、中長期的にコスト縮減を目指したアセットマネジメントによる取り組みを推進します。</p> <p>(イ) 人口減少や人口構造の変化を見据え、保有するインフラ系施設の利用状況に応じて、施設の廃止・縮小を進めます。</p> <p>(ウ) 今後の財政推計を踏まえたうえで、重大な損傷や致命的な損傷となる前に予防的修繕を実施することにより、健全な状態を維持しながら長寿命化を図ることでライフサイクルコストを縮減します。</p> <p>(エ) 役割や機能、特性に合わせ補修、更新の実施時期や最適な対策方法を決定するとともに、優先順位を考慮しながら適正な維持管理を図ります。</p> <p>(オ) 既に策定されている各計画を基本としながら、当計画との整合性を図り、必要に応じて適宜見直していきます。</p> <p>(3) 公園</p> <p>公園利用者の安全性確保及びライフサイクルコスト縮減を図るなどして、適切に維持管理を行い、施設</p>	
施設種別	方針												
上下水道	<p>上水道については公営企業として、将来にわたり持続可能な事業経営を維持するための資産管理に取り組み、中長期的な視点に立った計画的、効率的な施設の整備、更新を進めて行く。</p> <p>下水道については、資産管理に取り組み効率的、計画的に予防保全を行い、長寿命化を図り、将来への財政負担の縮減及び平準化を図る。</p>												
公園	<p>公園利用者の安全性確保及びライフサイクルコスト縮減を図るなどして、適切に維持管理を行い、施設の延命化を図る。</p>												

区 分	頁	行 数	変更前			変更後	変更の 理由
						<p><u>の延命化を図ります。</u></p> <p><u>(4) 水道</u></p> <p><u>上水道については公営企業として、将来にわたり持続可能な事業経営を維持するための資産管理に取り組み、中長期的な視点に立った計画的、効率的な施設の整備、更新を進めて行きます。</u></p> <p><u>下水道については、資産管理に取り組み効率的、計画的に予防保全を行い、長寿命化を図り、将来への財政負担の縮減及び平準化を図ります。</u></p>	

区分	頁	行数	変更前	頁	行数	変更後	変更の理由						
2-6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進  (4) 公共施設等総合管理計画との整合	31	35	<p>(4) 公共施設等総合管理計画との整合 本計画に記載された公共施設等の整備については、平成28年3月に策定した「洞爺湖町公共施設等総合管理計画」の基本方針並びに個別施設計画の内容と適合する。</p> <p>洞爺湖町公共施設等総合管理計画より転記 建築物施設種別ごとの方針 ※施設の廃止・撤去等は住民合意の上で進める。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設種別</th> <th>方針</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保健施設</td> <td>施設の予防保全や修繕等の維持管理を行い、施設の延命化を図るとともに、余剰スペースがある場合にはほかの公共施設の機能を移転集約するなど、施設の有効活用や町民の利便性の向上を図る。また、耐用年数が経過している施設については解体撤去等を含め検討する。</td> </tr> <tr> <td>保育所</td> <td>一部の保育所は建替えを行う。また、それ以外の施設は、予防保全や修繕等の維持管理を行い、施設の延命化を図る。</td> </tr> </tbody> </table>	施設種別	方針	保健施設	施設の予防保全や修繕等の維持管理を行い、施設の延命化を図るとともに、余剰スペースがある場合にはほかの公共施設の機能を移転集約するなど、施設の有効活用や町民の利便性の向上を図る。また、耐用年数が経過している施設については解体撤去等を含め検討する。	保育所	一部の保育所は建替えを行う。また、それ以外の施設は、予防保全や修繕等の維持管理を行い、施設の延命化を図る。	3 4	7	<p>(4) 公共施設等総合管理計画との整合 本計画に記載された公共施設等の整備については、令和4年3月に改訂した「洞爺湖町公共施設等総合管理計画」の基本方針並びに個別施設計画の内容と適合する。</p> <p>洞爺湖町公共施設等総合管理計画より転記 建築物系施設種別ごとの方針 ※施設の廃止・撤去等は住民合意の上で進める。</p> <p>(10) 福祉施設 施設の予防保全や修繕等の維持管理を行い、施設の延命化を図るとともに、余剰スペースがある場合には他の公共施設の機能を移転集約するなど、施設の有効活用や町民の利便性の向上を図る。また、耐用年数が経過している施設については解体撤去等を含め検討します。</p>	洞爺湖町公共施設等総合管理計画の改訂による本文の追加・修正
施設種別	方針												
保健施設	施設の予防保全や修繕等の維持管理を行い、施設の延命化を図るとともに、余剰スペースがある場合にはほかの公共施設の機能を移転集約するなど、施設の有効活用や町民の利便性の向上を図る。また、耐用年数が経過している施設については解体撤去等を含め検討する。												
保育所	一部の保育所は建替えを行う。また、それ以外の施設は、予防保全や修繕等の維持管理を行い、施設の延命化を図る。												

区分	頁	行数	変更前	頁	行数	変更後	変更の理由						
2-8 教育の振興  (4) 公共施設等総合管理計画との整合	31	35	<p>(4) 公共施設等総合管理計画との整合 本計画に記載された公共施設等の整備については、平成28年3月に策定した「洞爺湖町公共施設等総合管理計画」の基本方針並びに個別施設計画の内容と適合する。</p> <p>洞爺湖町公共施設等総合管理計画より転記 建築物施設種別ごとの方針 ※施設の廃止・撤去等は住民合意の上で進める。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設種別</th> <th>方針</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>学校</td> <td> <u>高校施設は一部を除き解体する。</u>  <u>また、小・中学校は当分の間、施設の予防保全や修繕等の維持管理を行い、施設の延命化を図る。</u> </td> </tr> <tr> <td>集会施設</td> <td> <u>施設の予防保全や修繕等の維持管理を行い、施設の延命化を図る。</u>  <u>また、利用率の極めて低い施設については、集会施設としての用途を廃止し、譲渡又は貸付を検討する。さらに耐用年数が経過している施設については解体撤去等を含め検討する。</u> </td> </tr> </tbody> </table>	施設種別	方針	学校	<u>高校施設は一部を除き解体する。</u> <u>また、小・中学校は当分の間、施設の予防保全や修繕等の維持管理を行い、施設の延命化を図る。</u>	集会施設	<u>施設の予防保全や修繕等の維持管理を行い、施設の延命化を図る。</u> <u>また、利用率の極めて低い施設については、集会施設としての用途を廃止し、譲渡又は貸付を検討する。さらに耐用年数が経過している施設については解体撤去等を含め検討する。</u>	37	17	<p>(4) 公共施設等総合管理計画との整合 本計画に記載された公共施設等の整備については、令和4年3月に改訂した「洞爺湖町公共施設等総合管理計画」の基本方針並びに個別施設計画の内容と適合する。</p> <p>洞爺湖町公共施設等総合管理計画より転記 建築物系施設種別ごとの方針 ※施設の廃止・撤去等は住民合意の上で進める。</p> <p><u>(5) 学校教育施設</u>  <u>小・中学校は当分の間、施設の予防保全や修繕等の維持管理を行い、施設の延命化を図ります。将来的には、施設の老朽化の状況などに合わせて、適正配置の検討を進めます。</u>  <u>洞爺湖町学校施設長寿命化計画では、以下のように基本方針を定めており、この基本方針に準じて管理を行っていきます。</u></p> <p>①児童生徒数の変化に応じて学校施設の適正配置を図り、改築時に他の公共施設との集約化について検討するなど、公共施設総量の適正化を考慮した整備方針を検討する  ②劣化状況や施設の利用状況等をふまえ、改築、長寿命化改良、計画的な修繕による維持管理など、施設を長く維持するために適切な整備手法を選択する  ③日常点検や定期点検などを通じて建物の劣化状況を定期的に把握し、施設の安全性確保や予防保全型</p>	洞爺湖町公共施設等総合管理計画の改訂による本文の追加・修正
施設種別	方針												
学校	<u>高校施設は一部を除き解体する。</u> <u>また、小・中学校は当分の間、施設の予防保全や修繕等の維持管理を行い、施設の延命化を図る。</u>												
集会施設	<u>施設の予防保全や修繕等の維持管理を行い、施設の延命化を図る。</u> <u>また、利用率の極めて低い施設については、集会施設としての用途を廃止し、譲渡又は貸付を検討する。さらに耐用年数が経過している施設については解体撤去等を含め検討する。</u>												



区 分	頁	行数	変更前	頁	行数	変更後	変更の理由
						<u>の維持管理に努める</u> <u>④新学習指導要領や社会の変化に対応し、児童生徒の学習環境を向上させるための機能性向上について十分検討し、必要に応じた改修などを行う</u> <u>(7) 社会教育・コミュニティ施設</u> <u>施設の予防保全や修繕等の維持管理を行い、施設の延命化を図ります。また、利用率の極めて低い施設については、用途を廃止し、譲渡又は貸付を検討します。さらに耐用年数が経過している施設等については複合施設として統合や解体撤去等を含め検討します。</u>	

区分	頁	行数	変更前	頁	行数	変更後	変更の理由				
2-10 地域文化の振興等  (4) 公共施設等総合管理計画との整合	36	41	<p>(4) 公共施設等総合管理計画との整合 本計画に記載された公共施設等の整備については、平成28年3月に策定した「洞爺湖町公共施設等総合管理計画」の基本方針並びに個別施設計画の内容と適合する。</p> <p>洞爺湖町公共施設等総合管理計画より転記 建築物施設種別ごとの方針 ※施設の廃止・撤去等は住民合意の上で進める。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設種別</th> <th>方針</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>文化施設</td> <td>施設の予防保全や修繕等の維持管理を行い、施設の延命化を図るとともに、利用が固定化している施設については、他の施設への移転集約を含め、施設の有効活用を図り耐用年数が経過している施設については解体撤去等を含め検討する。</td> </tr> </tbody> </table>	施設種別	方針	文化施設	施設の予防保全や修繕等の維持管理を行い、施設の延命化を図るとともに、利用が固定化している施設については、他の施設への移転集約を含め、施設の有効活用を図り耐用年数が経過している施設については解体撤去等を含め検討する。	39	20	<p>(4) 公共施設等総合管理計画との整合 本計画に記載された公共施設等の整備については、令和4年3月に改訂した「洞爺湖町公共施設等総合管理計画」の基本方針並びに個別施設計画の内容と適合する。</p> <p>洞爺湖町公共施設等総合管理計画より転記 建築物系施設種別ごとの方針 ※施設の廃止・撤去等は住民合意の上で進める。</p> <p><u>(9) 町民文化施設</u> <u>施設の予防保全や修繕等の維持管理を行い、施設の延命化を図るとともに、利用が固定化している施設については、他の施設への移転集約を含め、施設の有効活用を図り耐用年数が経過している施設については解体撤去等を含め検討します。</u></p>	洞爺湖町公共施設等総合管理計画の改訂による本文の追加・修正
施設種別	方針										
文化施設	施設の予防保全や修繕等の維持管理を行い、施設の延命化を図るとともに、利用が固定化している施設については、他の施設への移転集約を含め、施設の有効活用を図り耐用年数が経過している施設については解体撤去等を含め検討する。										

区分	頁	行数	変更前					頁	行数	変更後					変更の理由
			持続的発展施策区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体	備考			持続的発展施策区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体	備考	
事業計画(令和3年度～令和7年度分)  過疎地域持続的発展特別事業分	39	27	事業計画(令和3年度～令和7年度) 過疎地域持続的発展特別事業分					42	5	事業計画(令和3年度～令和7年度) 過疎地域持続的発展特別事業分					事業名の追加
			1,2	略	略	略	略			1,2	略	略	略	略	
										3	(2)過疎地域における情報化	持続的発展特別事業 ・デジタル技術の活用 ■自然環境価値創出事業 【事業内容】 洞爺湖町の土台である自然環境について、科学的裏付けのある情報を発信するため、オンライン上でもプラットフォームづくりを行う。	町	【効果】 ICT活用により、遠隔地でも自然環境の価値を共有できる関係人口の増加が図られる。	
			4～6	略	略	略	略			4～6	略	略	略	略	
			8	略	略	略	略			8	略	略	略	略	

議案第29号

工事請負契約の締結について

次のとおり契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成18年洞爺湖町条例第39号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和4年9月12日提出

洞爺湖町長 下道英明

- 1 工 事 名 湯元橋修繕工事
- 2 工 事 場 所 洞爺湖町洞爺湖温泉5番地3ほか
- 3 契約の方法 指名競争入札
- 4 契約金額 金62,150,000円
- 5 工 期 契約の日から令和5年3月10日まで
- 6 契約の相手方 虻田郡洞爺湖町入江167番地178  
株式会社 小松組  
代表取締役 出店 正照

議案第30号

工事委託協定の変更について

工事委託協定を次のように変更する。

令和4年9月12日提出

洞爺湖町長 下道英明

令和4年6月17日に議決された議案第16号、洞爺湖町公共下水道虻田下水終末処理場他の建設工事委託の協定金額中「金362,000,000円」を「金501,400,000円」に改める。

議案第 3 1 号

令和 4 年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算（第 5 号）

令和 4 年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 5 8, 4 1 5 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7, 7 5 5, 2 8 7 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 地方債の変更は、「第 2 表 地方債補正」による。

令和 4 年 9 月 1 2 日提出

洞爺湖町長 下 道 英 明

第1表 歳入歳出予算補正

## 1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
11. 地方交付税		3,400,000	163,512	3,563,512
	1. 地方交付税	3,400,000	163,512	3,563,512
15. 国庫支出金		730,246	16,642	746,888
	1. 国庫負担金	280,948	2,636	283,584
	2. 国庫補助金	438,686	14,006	452,692
16. 道支出金		392,313	17,850	410,163
	1. 道負担金	203,496	179	203,675
	2. 道補助金	175,769	17,671	193,440
19. 繰入金		270,904	△ 90,000	180,904
	1. 繰入金	270,904	△ 90,000	180,904
21. 諸収入		67,485	3,063	70,548
	5. 雑収入	43,050	3,063	46,113
22. 町債		685,500	△ 52,652	632,848
	1. 町債	685,500	△ 52,652	632,848
歳入合計		7,696,872	58,415	7,755,287

## 2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総務費		631,323	15,932	647,255
	1. 総務管理費	585,577	15,932	601,509
3. 民生費		1,524,985	3,558	1,528,543
	1. 社会福祉費	1,016,125	461	1,016,586
	4. 児童福祉費	165,614	1,437	167,051
	5. 保育所費	127,567	1,660	129,227
4. 衛生費		684,751	10,336	695,087
	1. 保健衛生費	152,812	10,076	162,888
	2. 環境衛生費	20,794	260	21,054
6. 農林水産業費		182,838	12,700	195,538
	1. 農業費	142,095	12,400	154,495
	3. 水産業費	28,445	300	28,745
7. 商工費		378,070	1,344	379,414
	1. 商工費	65,879	176	66,055
	2. 観光費	312,191	1,168	313,359
8. 土木費		1,046,655	11,089	1,057,744
	2. 道路橋梁費	387,033	7,007	394,040
	3. 河川費	4,000	1,500	5,500
	6. 住宅・建築費	219,975	2,582	222,557
10. 教育費		410,399	4,502	414,901
	1. 教育総務費	122,668	△ 1,260	121,408
	4. 社会教育費	98,309	4,161	102,470
	5. 保健体育費	61,908	1,601	63,509



(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
13. 予備費		68,699	△ 14,101	54,598
	1. 予備費	68,699	△ 14,101	54,598
14. 新型コロナウイルス感染症対策費		212,972	13,055	226,027
	1. 新型コロナウイルス感染症対策費	212,972	13,055	226,027
歳出合計		7,696,872	58,415	7,755,287

第2表 地方債補正

1. 変更

(単位：千円)

起債の 目的	変 更 前				変 更 後			
	限度額	起債の 方法	利率	償還の 方法	限度額	起債の 方法	利率	償還の 方法
臨時財政 対策債	100,000	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、 利率見直 し方式で 借入れる 資金につ いて、利率 見直しを 行った後 において は、当該見 直し後の 利率)	政府資金又 はその他資 金とし、そ の融資条件 による。 ただし、町 財政の都合 により措置 期間及び償 還期限を短 縮し、もし くは繰上償 還又は低利 に借換える ことができ る。	47,348	同左	同左	同左

議案第32号

令和4年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）

令和4年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,559千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ681,247千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

令和4年9月12日提出

洞爺湖町長 下道英明

第1表 歳入歳出予算補正

## 1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 分担金及び負担金		29	114	143
	1. 分担金	28	114	142
5. 繰入金		385,600	△ 120	385,480
	1. 繰入金	385,600	△ 120	385,480
7. 諸収入		1	4,565	4,566
	1. 雑入	1	4,565	4,566
歳入合計		676,688	4,559	681,247

## 2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 公共下水道費		357,536	3,225	360,761
	1. 下水道管理費	244,627	3,225	247,852
3. 予備費		6,431	1,334	7,765
	1. 予備費	6,431	1,334	7,765
歳出合計		676,688	4,559	681,247

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
終末処理場他機械電気設備 更新事業	自 令和5年度 至 令和5年度	401,400千円

議案第33号

令和4年度虻田郡洞爺湖町介護保険特別会計補正予算（第3号）

令和4年度虻田郡洞爺湖町介護保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,805千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,263,061千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年9月12日提出

洞爺湖町長 下 道 英 明

第1表 歳入歳出予算補正

## 1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4. 支払基金交付金		306,347	5,288	311,635
	1. 支払基金交付金	306,347	5,288	311,635
6. 繰入金		204,362	517	204,879
	1. 一般会計繰入金	200,880	517	201,397
歳入合計		1,257,256	5,805	1,263,061



## 2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4. 基金積立金		10	29,263	29,273
	1. 基金積立金	10	29,263	29,273
5. 諸支出金		151	33,101	33,252
	1. 償還金及び還付加算金	151	33,101	33,252
6. 予備費		57,505	△ 56,559	946
	1. 予備費	57,505	△ 56,559	946
歳出合計		1,257,256	5,805	1,263,061

議案第34号

令和4年度虻田郡洞爺湖町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）

令和4年度虻田郡洞爺湖町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ248千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ144,984千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年9月12日提出

洞爺湖町長 下道英明

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3. 繰 入 金		43,700	△ 248	43,452
	1. 繰 入 金	43,700	△ 248	43,452
歳 入 合 計		145,232	△ 248	144,984



議案第35号

令和4年度虻田郡洞爺湖町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

令和4年度虻田郡洞爺湖町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ847千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ178,335千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年9月12日提出

洞爺湖町長 下道英明

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 繰入金		63,827	△ 56	63,771
	1. 一般会計繰入金	63,827	△ 56	63,771
5. 広域連合支出金		0	903	903
	1. 広域連合支出金	0	903	903
歳入合計		177,488	847	178,335



議案第36号

令和4年度虻田郡洞爺湖町水道事業会計補正予算（第3号）

第1条 令和4年度虻田郡洞爺湖町水道事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第2条 予算第3条収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

〈収 入〉 (単位：千円)

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 水道事業収益	258,813	△1,282	257,531
第1項 営業収益	178,156	0	178,156
第2項 営業外収益	80,656	△1,282	79,374
第3項 特別利益	1	0	1

〈支 出〉 (単位：千円)

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 水道事業費用	258,813	△1,282	257,531
第1項 営業費用	237,449	0	237,449
第2項 営業外費用	10,928	0	10,928
第3項 特別損失	1	0	1
第4項 予備費	10,435	△1,282	9,153

令和4年9月12日提出

洞爺湖町長 下 道 英 明



認定第1号

令和3年度虻田郡洞爺湖町水道事業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和3年度虻田郡洞爺湖町水道事業会計決算を別冊のとおり監査委員の意見を付して議会の認定に付する。

令和4年9月12日提出

洞爺湖町長 下 道 英 明

認定第2号

令和3年度虻田郡洞爺湖町一般会計決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和3年度虻田郡洞爺湖町一般会計決算を別冊のとおり監査委員の意見を付して議会の認定に付する。

令和4年9月12日提出

洞爺湖町長 下 道 英 明

認定第3号

令和3年度虻田郡洞爺湖町国民健康保険特別会計決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和3年度虻田郡洞爺湖町国民健康保険特別会計決算を別冊のとおり監査委員の意見を付して議会の認定に付する。

令和4年9月12日提出

洞爺湖町長 下 道 英 明

認定第4号

令和3年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業特別会計決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和3年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業特別会計決算を別冊のとおり監査委員の意見を付して議会の認定に付する。

令和4年9月12日提出

洞爺湖町長 下道英明

認定第5号

令和3年度虻田郡洞爺湖町介護保険特別会計決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和3年度虻田郡洞爺湖町介護保険特別会計決算を別冊のとおり監査委員の意見を付して議会の認定に付する。

令和4年9月12日提出

洞爺湖町長 下 道 英 明

認定第6号

令和3年度虻田郡洞爺湖町簡易水道事業特別会計決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和3年度虻田郡洞爺湖町簡易水道事業特別会計決算を別冊のとおり監査委員の意見を付して議会の認定に付する。

令和4年9月12日提出

洞爺湖町長 下 道 英 明

認定第7号

令和3年度虻田郡洞爺湖町後期高齢者医療特別会計決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和3年度虻田郡洞爺湖町後期高齢者医療特別会計決算を別冊のとおり監査委員の意見を付して議会の認定に付する。

令和4年9月12日提出

洞爺湖町長 下 道 英 明